

## 第4回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成26年10月22日(水) 14:00～16:00

場 所：ルビノ京都堀川「松」

### 会議次第

#### 1 開会

#### 2 説明事項

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府いじめ調査委員会について
- (3) 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」等について
- (4) 京都府教育委員会の今後の取組について
  - ・来年度予算に向けた方向性(案)について
  - ・各種啓発資料(案)について

#### 3 その他

#### 4 閉会

## 説明 1

### 平成26年度第3回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日時 平成26年9月22日(月) 午後2時00分から同3時10分
- 2 場所 ルビノ京都堀川「アムール」
- 3 出席者 【委員】5名(2名欠席)  
【府教委】指導部長、教育企画監、学校教育課長 ほか  
【傍聴者】なし

#### 4 概要

(事務局からの説明事項)

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府いじめ調査について
- (3) いじめ防止対策推進法を踏まえた市町(組合)教育委員会の対応状況

#### <意見交換>

(○は委員、●は事務局)

#### 京都府いじめ調査について

- 調査できていない子どもへの対応が大事だ。引き続き対応願う。
- 小学校に比べ中学校の件数が少ないように感じる。思春期の中学生にとっては、記名式の影響があるのかも知れない。この結果が実態を反映しているかどうか検証・検討の必要がある。
- 高校のアンケートの「次のようなことをされたことがあるか」という問いの選択肢に「その他」があるが、設問としておかしいと思う。
- 各学校で、担任がどのくらいの注意を払ってどの程度の聞き取りをしているかによって、相当違いが出てきているだろうということを含んでデータを見る必要がある。
- アンケート自体が自己目的化してはいけない。  
あくまでも、その後学校側の様々な指導や支援を行うための一つのツールに過ぎないという視点で、個別的な支援をしっかりといただくことが大事だ。
- アンケートの自由記述欄に「いじめをなくすために」とテーマを限定されているが、「いじめについてどう思うか」等もっと幅広く聞いた方が、意見が書きやすいかもしれない。
- 中学生・高校生が全てをアンケートに記入しているかどうか問題があるが、アンケートを実施することで、いじめている子に対しては抑止力に、回りの子にもいじめというものを認識させることにつながる効果はあると思う。
- せっかくのアンケートなので、各学校で、これをうまく利用して、教員と生徒の信頼関係を作るような意味も含め、話し合う機会が積極的にできると良いと思う。
- いじめはどこでも起こりうるのだという意識を向上させるためにも、各学校での調査結果の公表については意義があると思う。公表の状況についても教えてほしい。
- いじめの認知と解消件数は、国の問題行動等調査に合わせ被害者側の子ども的人数でカウントするので、複数の事象があっても件数としては1件となる。  
各学校では、かなり詳細なデータを管理し、1件ずつの状況を詳細に検証し、解消しているかどうかの確認作業を行っている。
- 2段階は1段階の内数。1段階で解消していないものは2段階になり、それに加えて、1段階では解消したように見えるが、継続的・経過的な観察が必要だと判断したものは2段階に上げてもらっている。

## 説明 2

### 京都府いじめ調査委員会について

○京都府附属機関設置条例（抜粋）

昭和 28 年 4 月 1 日  
京都府条例第 4 号

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律若しくはこれに基く政令又は別に条例に定めるものを除く外、府が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

第 2 条 この条例に定めるものの外、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

（以下 略）

別表（第 1 条関係）

附属機の属する執行機関	附属機関	担任する事務
-------------	------	--------

（以下 略）

知事	京都府いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定による調査に関する事務
教育委員会	京都府いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に規定するいじめの防止等のための対策について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務及び同法第 28 条第 1 項の規定による調査に関する事務

（平成 26 年 4 月 1 日改正により追加）

○京都府規則第12号

京都府いじめ調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）第2条の規定により、京都府いじめ調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化環境部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 京都府いじめ調査委員会委員名簿

氏 名	現 職 等	備 考
伊 <sup>いと</sup> 藤 <sup>とう</sup> 悦 <sup>えつ</sup> 子 <sup>こ</sup>	京都教育大学教授	
小 <sup>こ</sup> 松 <sup>まつ</sup> 琢 <sup>たく</sup>	弁護士（こまつ法律事務所）	
菅 <sup>すが</sup> 佐 <sup>さ</sup> 和 <sup>わ</sup> 子 <sup>こ</sup>	臨床心理士（京都大学名誉教授）	
友 <sup>とも</sup> 久 <sup>ひさ</sup> 久 <sup>ひさ</sup> 雄 <sup>お</sup>	精神科医（龍谷大学・京都教育大学 名誉教授）	
原 <sup>はら</sup> 清 <sup>きよ</sup> 治 <sup>はる</sup>	佛教大学教育学部長・教授	

※任期 平成26年9月29日～平成28年9月28日

# 説明 3

## 平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について

### 1 概 要

項 目		全 国			京 都 府 (京都市含む)		
		24年度	25年度	増 減	24年度	25年度	増 減
暴力行為の発生件数 【千人当たりの件数】	合計	55,836件 【4.1】	59,345件 【4.3】	3,509件	2,198件 【7.9】	2,135件 【7.6】	▲63件
	対教師暴力	8,431件 【0.6】	9,743件 【0.7】	1,312件	328件 【1.2】	384件 【1.4】	56件
	生徒間暴力	33,468件 【2.4】	34,557件 【2.5】	1,089件	1,351件 【4.8】	1,252件 【4.5】	▲99件
	対人暴力	1,530件 【0.1】	1,581件 【0.1】	51件	77件 【0.3】	108件 【0.4】	31件
	器物損壊	12,407件 【0.9】	13,464件 【1.0】	1,057件	442件 【1.6】	391件 【1.4】	▲51件
いじめの認知件数 【千人当たりの件数】	合計	198,109件 【14.3】	185,860件 【13.4】	▲12,249件	9,575件 【33.9】	28,118件 【99.8】	18,543件
	小学校	117,384件 【17.4】	118,805件 【17.8】	1,421件	6,300件 【46.5】	22,789件 【170.3】	16,489件
	中学校	63,634件 【17.8】	55,248件 【15.6】	▲8,386件	2,706件 【37.4】	4,193件 【57.6】	1,487件
	高等学校	16,274件 【4.8】	11,039件 【3.1】	▲5,235件	554件 【7.7】	1,036件 【14.6】	482件
	特別支援学校	817件 【6.4】	768件 【5.9】	▲49件	15件 【6.0】	100件 【38.7】	85件
小中学校不登校 児童生徒数 《出現率》	合計	112,689人 《1.09》	119,617人 《1.17》	6,928人	2,229人 《1.07》	2,316人 《1.12》	87人
	小学校	21,243人 《0.31》	24,175人 《0.36》	2,932人	405人 《0.30》	412人 《0.31》	7人
	中学校	91,446人 《2.56》	95,442人 《2.69》	3,996人	1,824人 《2.52》	1,904人 《2.62》	80人
高等学校不登校状態 生徒数 《出現率》	57,664人 《1.72》	55,657人 《1.67》	▲2,007人	1,139人 《1.59》	1,001人 《1.41》	▲138人	
高等学校中途退学者数 《中退率》	51,781人 《1.5》	59,742人 《1.7》	7,961人	1,156人 《1.6》	1,128人 《1.6》	▲28人	

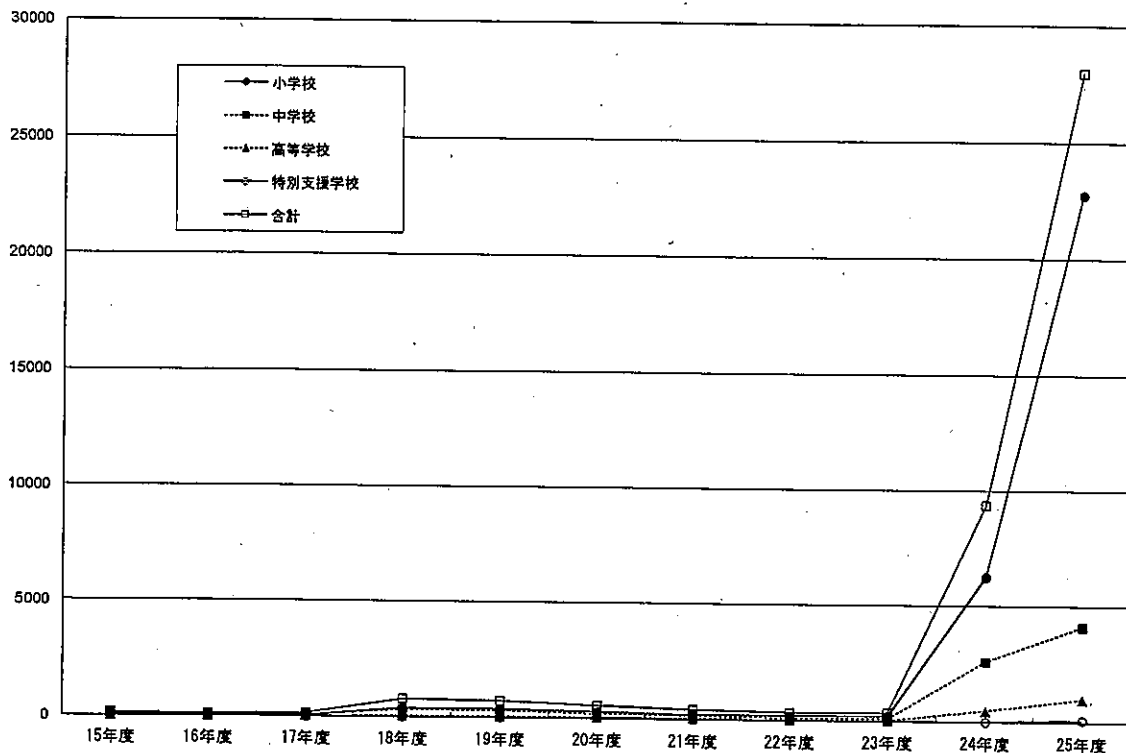
※数値は国公立

### 2 京都府の特徴

- (1) 暴力行為…発生件数は、63件減少。千人当たりの件数も、7.6件で、0.3ポイント減少。生徒間暴力、器物損壊が大幅に減少した。
- (2) いじめ…認知件数は、前年度より18,543件と大幅に増加。校種を問わず、いずれも増加。
- (3) 小・中不登校…不登校児童生徒数は、87人増加したが、出現率は、小・中学校とも全国平均を下回っている。
- (4) 高等学校不登校生徒数…高等学校不登校生徒数は1,001人で、138人減少。出現率は、14.1%で0.18ポイント減少した。
- (5) 高等学校中途退学者数…高等学校中途退学者数は1,128人で、28人減少。中退率は、1.6%で横ばい。

●いじめ(京都府:公立)関連データ

(1) いじめの認知(⑩までは発生)件数の推移

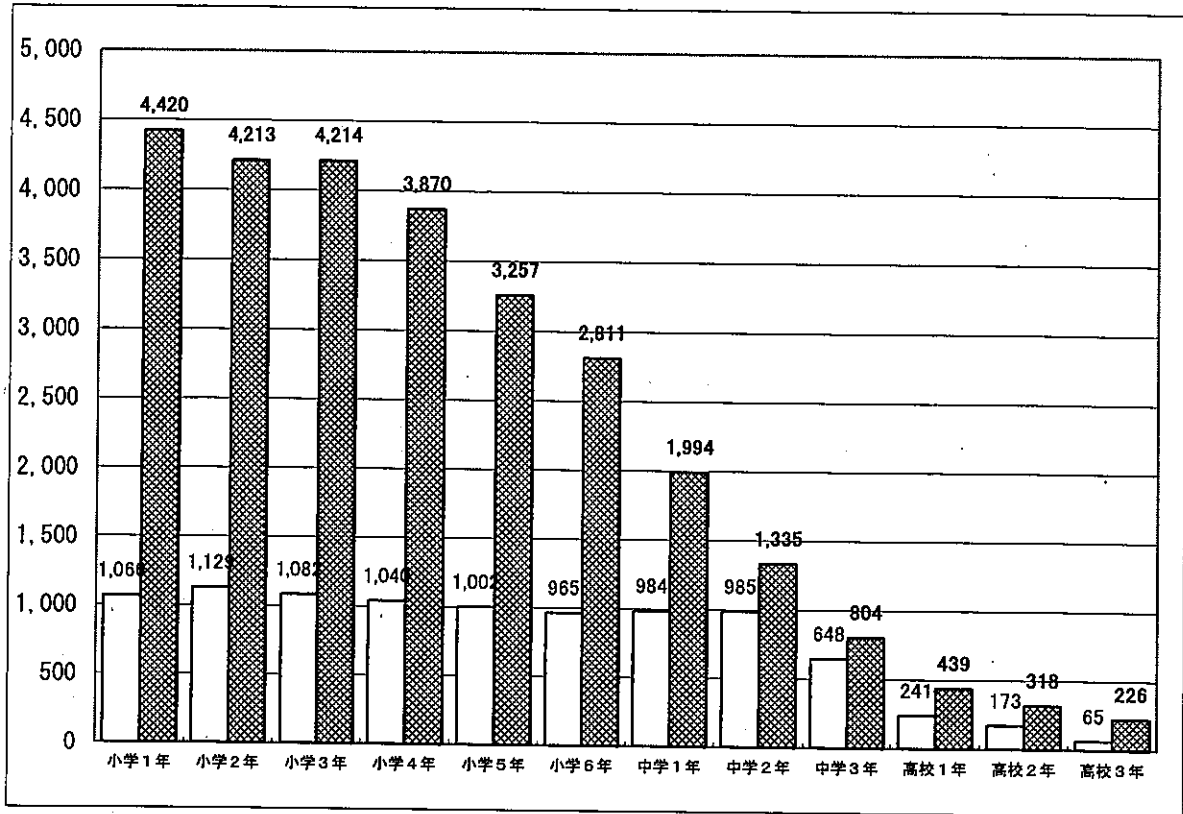


	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	59	44	54	409	389	289	223	220	224	6,284	22,785
中学校	81	51	70	314	295	200	166	105	116	2,617	4,133
高等学校	15	20	29	60	60	50	47	33	30	479	995
特別支援学校	1	2	1	20	8	38	6	7	5	15	100
計	156	117	154	803	752	577	442	365	375	9,395	28,013

数値：公立(京都市含む)

(2) 学年別いじめ認知状況

□ H24 ■ H25



学 年	小学校						中学校			高等学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生
24年度	1,066	1,129	1,082	1,040	1,002	965	984	985	648	241	173	65
25年度	4,420	4,213	4,214	3,870	3,257	2,811	1,994	1,335	804	439	318	226

数値：公立（京都市含む）



(3) いじめの発見のきっかけ

区 分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
学校の教職員等が発見		20,290	89.0%	3,608	87.3%	879	88.3%	78	78.0%	24,855	88.7%
内 訳	学級担任が発見	2,568	11.3%	369	8.9%	5	0.5%	24	24.0%	2,966	10.6%
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭, スクールカウンセラー 等の相談員を除く)	106	0.5%	82	2.0%	8	0.8%	2	2.0%	198	0.7%
	養護教諭が発見	200	0.9%	15	0.4%	1	0.1%	0	0.0%	216	0.8%
	スクールカウンセラー等の外部の相 談員が発見	19	0.1%	2	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	22	0.1%
	アンケート調査など学校の取組によ り発見	17,397	76.4%	3,140	76.0%	864	86.8%	52	52.0%	21,453	76.6%
学校の教職員以外からの情報により発見		2,495	11.0%	525	12.7%	116	11.7%	22	22.0%	3,158	11.3%
内 訳	本人からの訴え	1,833	8.0%	307	7.4%	108	10.9%	21	21.0%	2,269	8.1%
	当該児童生徒(本人)の保護者から の訴え	294	1.3%	143	3.5%	6	0.6%	0	0.0%	443	1.6%
	児童生徒(本人を除く)からの情報	236	1.0%	47	1.1%	1	0.1%	1	1.0%	285	1.0%
	保護者(本人の保護者を除く)から の情報	82	0.4%	27	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	109	0.4%
	地域の住民からの情報	24	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	25	0.1%
	学校以外の関係機関(相談機関を含 む)からの情報	15	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	0.1%
	その他(匿名による投書など)	11	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	0.0%
計		22,785	100%	4,133	100%	995	100%	100	100%	28,013	100%

数値：公立(京都市含む)

## (4) いじめの態様

全国：公立、京都府：公立（京都市含む）

区分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
冷やかしかからかい、 悪口や脅し文句、いや なことを言われる	京都府	15,215	66.8%	2,980	72.1%	646	64.9%	76	76.0%	18,917	67.5%
	全国	74,461	63.2%	36,381	67.8%	5,463	61.2%	441	58.0%	116,746	64.5%
仲間はずれ、集団によ る無視	京都府	4,900	21.5%	551	13.3%	100	10.1%	14	14.0%	5,565	19.9%
	全国	25,732	21.9%	9,153	17.1%	1,515	17.0%	81	10.6%	36,481	20.1%
軽くぶつかられたり、 遊ぶふりをして叩かれ たり、蹴られたりする。	京都府	7,787	34.2%	1,128	27.3%	159	16.0%	28	28.0%	9,102	32.5%
	全国	30,432	25.8%	10,173	19.0%	1,588	17.8%	180	23.7%	42,373	23.4%
ひどくぶつかられたり、 叩かれたり、蹴ら れたりする。	京都府	3,595	15.8%	353	8.5%	46	4.6%	10	10.0%	4,004	14.3%
	全国	10,456	8.9%	3,275	6.1%	628	7.0%	60	7.9%	14,419	8.0%
金品をたかられる。	京都府	1,223	5.4%	92	2.2%	52	5.2%	2	2.0%	1,369	4.9%
	全国	3,248	2.8%	933	1.7%	367	4.1%	24	3.2%	4,572	2.5%
金品を隠されたり、盗 まれたり、壊されたり、 捨てられたりする。	京都府	2,406	10.6%	291	7.0%	114	11.5%	6	6.0%	2,817	10.1%
	全国	10,302	8.7%	3,536	6.6%	775	8.7%	71	9.3%	14,684	8.1%
嫌なことや恥ずかしい こと、危険なことをさ れたり、させられたり する。	京都府	3,038	13.3%	354	8.6%	74	7.4%	10	10.0%	3,476	12.4%
	全国	10,477	8.9%	3,735	7.0%	835	9.3%	70	9.2%	15,117	8.3%
パソコンや携帯電話等 で、誹謗中傷やいやな ことをされる。	京都府	499	2.2%	339	8.2%	114	11.5%	6	6.0%	958	3.4%
	全国	1,704	1.4%	4,587	8.6%	1,707	19.1%	63	8.3%	8,061	4.5%
その他	京都府	1,384	6.1%	341	8.3%	70	7.0%	5	5.0%	1,800	6.4%
	全国	5,730	4.9%	1,924	3.6%	440	4.9%	41	5.4%	8,135	4.5%

(注) 複数回答。

割合は、いじめの認知件数に対する割合

## (5) いじめの現在の状況

全国：公立、京都府：公立（京都市含む）

区分		解消しているもの		一定の解消が図ら れたが、継続支援 中		解消に向けて取組 み中		その他		計
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)
小学校	京都府	21,603	94.8%	1,136	5.0%	44	0.2%	2	0.0%	22,785
	全国	106,191	90.2%	9,468	8.0%	1,904	1.6%	182	0.2%	117,745
中学校	京都府	3,770	91.2%	300	7.3%	58	1.4%	5	0.1%	4,133
	全国	45,305	84.5%	6,500	12.1%	1,668	3.1%	173	0.3%	53,646
高等学校	京都府	783	78.7%	140	14.1%	39	3.9%	33	3.3%	995
	全国	7,806	87.4%	771	8.6%	222	2.5%	134	1.5%	8,933
特別支援学校	京都府	91	91.0%	9	9.0%	0	0.0%	0	0.0%	100
	全国	625	82.1%	111	14.6%	22	2.9%	3	0.4%	761
計	京都府	26,247	93.7%	1,585	5.7%	141	0.5%	40	0.1%	28,013
	全国	159,927	88.3%	16,850	9.3%	3,816	2.1%	492	0.3%	181,085

(6) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について  
 全国：公立、京都府：公立（京都市含む）

区 分		小 学 校		中 学 校		高 等 学 校		特 別 支 援 学 校		計		
		(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	
アンケート調査の実施	京都府	291	107	127	45	51	9	13	10	482	171	
		100%	96.4%	100%	97.8%	85.0%	75.0%	100%	100%	98.2%	95.5%	
	全 国	10,095	10,330	6,584	3,096	1,943	2,150	184	614	18,806	16,190	
		99.8%	99.2%	100%	98.7%	98.8%	95.4%	84.4%	76.8%	99.5%	97.5%	
実施頻度	年 1 回	京都府	0	0	2	0	0	1	0	0	2	1
			0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.4%	0.6%
		全 国	505	649	153	159	338	609	60	258	1,056	1,675
			5.0%	6.2%	2.3%	5.1%	17.2%	27.0%	27.5%	32.3%	5.6%	10.1%
	年 2 ～ 3 回	京都府	257	100	111	42	50	8	13	10	431	160
			88.3%	90.1%	87.4%	91.3%	83.3%	66.7%	100.0%	100.0%	87.8%	89.4%
		全 国	6,839	6,942	3,919	1,938	1,436	1,356	112	329	12,306	10,565
			67.6%	66.7%	59.5%	61.8%	73.0%	60.2%	51.4%	41.1%	65.1%	63.6%
	年 4 回 以上	京都府	34	7	14	3	1	0	0	0	49	10
			11.7%	6.3%	11.0%	6.5%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	5.6%
		全 国	2,580	2,739	2,399	999	141	185	7	27	5,127	3,950
			25.5%	26.3%	36.4%	31.8%	7.2%	8.2%	3.2%	3.4%	27.1%	23.8%
調査方式	記名式	京都府	227	102	106	43	45	9	10	9	388	163
			78.0%	91.9%	83.5%	93.5%	75.0%	75.0%	76.9%	90.0%	79.0%	91.1%
		全 国	7,487	7,008	4,781	1,982	867	946	72	254	13,207	10,190
			74.0%	67.3%	72.5%	63.2%	44.1%	42.0%	33.0%	31.8%	69.9%	61.4%
	無記名	京都府	109	99	44	42	7	7	4	7	164	155
			37.5%	89.2%	34.6%	91.3%	11.7%	58.3%	30.3%	70.0%	33.4%	86.6%
		全 国	3,186	3,647	2,466	1,261	993	1,103	98	294	6,743	6,305
			31.5%	35.0%	37.4%	40.2%	50.5%	48.9%	45.0%	36.8%	35.7%	38.0%
	選択式	京都府	41	14	14	5	3	0	1	0	59	19
			14.1%	12.6%	11.0%	10.9%	5.0%	0.0%	7.7%	0.0%	12.0%	10.6%
		全 国	1,367	1,437	1,054	484	424	398	36	110	2,881	2,429
			13.5%	13.8%	16.0%	15.4%	21.6%	17.7%	16.5%	13.8%	15.2%	14.6%
個別面談の実施	京都府	238	71	122	38	46	6	7	7	413	122	
		81.8%	64.0%	96.1%	82.6%	76.7%	50.0%	53.8%	70.0%	84.1%	68.2%	
	全 国	8,321	8,471	6,109	2,886	1,598	1,819	163	499	16,191	13,675	
		82.2%	81.3%	92.7%	92.0%	81.3%	80.7%	74.8%	62.4%	85.7%	82.3%	
「個人ノート」や「生活ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	京都府	149	54	58	9	1	3	3	3	211	69	
		51.2%	48.6%	45.7%	19.6%	1.7%	25.0%	23.1%	30.0%	43.0%	38.5%	
	全 国	5,136	5,902	5,190	2,514	209	226	86	314	10,621	8,956	
		50.8%	56.7%	78.7%	80.1%	10.6%	10.0%	39.4%	39.3%	56.2%	53.9%	
家庭訪問	京都府	206	77	103	32	11	4	6	6	326	119	
		70.8%	69.4%	81.1%	69.6%	18.3%	33.3%	46.2%	60.0%	66.4%	66.5%	
	全 国	6,310	6,719	4,795	2,212	606	468	83	314	11,794	9,713	
		62.4%	64.5%	72.8%	70.5%	30.8%	20.8%	38.1%	39.3%	62.4%	58.5%	
その他	京都府	11	2	1	1	2	0	1	2	15	5	
		3.8%	1.8%	0.8%	2.2%	3.3%	0.0%	7.7%	20.0%	3.1%	2.8%	
	全 国	463	520	303	177	71	68	16	89	853	854	
		4.6%	5.0%	4.6%	5.6%	3.6%	3.0%	7.3%	11.1%	4.5%	5.1%	

(注1) (A)いじめを認知した学校 (B)いじめを認知していない学校  
 (注2) 構成比は、各区分における学校数に対する割合

(単位：校)

(7) いじめられた児童生徒の相談の状況

全国：公立、京都府：公立（京都市含む）

区分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
学級担任に相談	京都府	17,822	78.2%	2,887	69.9%	548	55.1%	98	98.0%	21,355	76.2%
	全国	87,076	74.0%	39,192	73.1%	5,185	58.0%	545	71.6%	131,998	72.9%
学級担任以外の教員に相談 (養護教諭、スクール カウンセラー等の相談員 を除く)	京都府	327	1.4%	210	5.1%	169	17.0%	3	3.0%	709	2.5%
	全国	6,876	5.8%	9,230	17.2%	1,584	17.7%	111	14.6%	17,801	9.8%
養護教諭に相談	京都府	343	1.5%	67	1.6%	10	1.0%	0	0.0%	420	1.5%
	全国	3,811	3.2%	3,484	6.5%	784	8.8%	24	3.2%	8,103	4.5%
スクールカウンセラー 等の相談員に相談	京都府	64	0.3%	25	0.6%	2	0.2%	0	0.0%	91	0.3%
	全国	2,248	1.9%	2,721	5.1%	433	4.8%	10	1.3%	5,412	3.0%
学校以外の相談機関に 相談（電話相談やメール 相談）	京都府	49	0.2%	25	0.6%	2	0.2%	0	0.0%	76	0.3%
	全国	771	0.7%	809	1.5%	76	0.9%	12	1.6%	1,668	0.9%
保護者や家族に相談	京都府	2,444	10.7%	411	9.9%	30	3.0%	7	7.0%	2,892	10.3%
	全国	29,800	25.3%	13,747	25.6%	1,589	17.8%	133	17.5%	45,269	25.0%
友人に相談	京都府	457	2.0%	495	12.0%	55	5.5%	0	0.0%	1,007	3.6%
	全国	8,464	7.2%	6,053	11.3%	1,192	13.3%	29	3.8%	15,738	8.7%
その他（地域の人など）	京都府	108	0.5%	0	0.0%	3	0.3%	0	0.0%	111	0.4%
	全国	1,002	0.9%	288	0.5%	87	1.0%	4	0.5%	1,381	0.8%
誰にも相談していない	京都府	3,509	15.4%	708	17.1%	187	18.8%	0	0.0%	4,404	15.7%
	全国	10,153	8.6%	4,333	8.1%	1,636	18.3%	107	14.1%	16,229	9.0%

(注) 複数回答。割合は、いじめの認知件数に対する割合

## (8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

公立（京都市含む）

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	392 96.1%	169 96.6%	51 81.0%	18 75.0%	630 94.0%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	377 92.4%	151 86.3%	34 54.0%	19 79.2%	581 86.7%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	380 93.1%	163 93.1%	37 58.7%	18 75.0%	598 89.3%
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	288 70.6%	120 68.6%	21 33.3%	15 62.5%	444 66.3%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	233 57.1%	118 67.4%	30 47.6%	8 33.3%	389 58.1%
いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	313 76.7%	148 84.6%	40 63.5%	10 41.7%	511 76.3%
教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	155 38.0%	55 31.4%	16 25.4%	4 16.7%	230 34.3%
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	140 34.3%	53 30.3%	11 17.5%	4 16.7%	208 31.0%
P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	132 32.4%	41 23.4%	0 0.0%	3 12.5%	176 26.3%
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	89 21.8%	32 18.3%	1 1.6%	4 16.7%	126 18.8%
そ の 他	7 1.7%	7 4.0%	5 7.9%	0 0.0%	19 2.8%

## (3-12) 都道府県別 いじめの認知件数等(国公立)

①いじめの認知件数 (件)						②アンケート調査実施状況		
都道府県	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1000人当たりの認知件数	実施学校数(校)	実施率
1 北海道	1,121	1,733	782	33	3,669	6.5	2,188	99.6%
2 青森県	344	548	73	3	968	6.6	583	97.0%
3 岩手県	467	245	127	10	849	6.0	620	96.3%
4 宮城県	14,535	2,741	340	8	17,624	69.4	734	95.9%
5 秋田県	403	456	254	2	1,115	10.6	420	97.7%
6 山形県	1,411	796	496	9	2,712	21.4	456	97.6%
7 福島県	104	117	35	2	258	1.2	836	97.9%
8 茨城県	2,953	1,649	101	3	4,706	13.7	912	95.1%
9 栃木県	950	914	163	1	2,028	9.0	653	98.2%
10 群馬県	623	440	238	6	1,307	5.8	628	99.2%
11 埼玉県	1,086	1,648	166	7	2,907	3.8	1,486	96.2%
12 千葉県	13,914	6,259	264	9	20,446	31.2	1,398	93.6%
13 東京都	5,633	4,089	309	42	10,073	8.1	2,358	86.0%
14 神奈川県	4,139	2,844	263	51	7,297	7.8	1,585	93.8%
15 新潟県	576	717	95	6	1,394	5.5	892	98.6%
16 富山県	328	308	42	8	686	5.8	333	95.7%
17 石川県	557	313	133	11	1,014	7.8	380	95.7%
18 福井県	412	303	136	4	855	9.2	336	98.2%
19 山梨県	1,125	1,016	112	1	2,254	22.4	321	93.0%
20 長野県	670	628	132	25	1,455	5.9	668	92.6%
21 岐阜県	1,757	1,064	206	45	3,072	12.9	679	98.7%
22 静岡県	2,515	1,865	129	20	4,529	10.9	957	94.6%
23 愛知県	6,983	3,867	357	13	11,220	13.2	1,647	95.9%
24 三重県	640	544	66	5	1,255	5.9	662	98.2%
25 滋賀県	715	490	110	16	1,331	7.8	405	96.2%
26 京都府	22,789	4,193	1,036	100	28,118	99.8	687	90.9%
27 大阪府	2,635	2,057	283	46	5,021	5.2	1,791	94.2%
28 兵庫県	1,328	1,134	354	13	2,829	4.6	1,382	95.1%
29 奈良県	579	514	196	9	1,298	8.2	395	98.0%
30 和歌山県	1,883	462	281	23	2,649	23.7	452	93.2%
31 鳥取県	52	73	20	12	157	2.4	228	92.7%
32 島根県	137	142	60	5	344	4.4	377	96.7%
33 岡山県	371	455	189	8	1,023	4.6	670	97.2%
34 広島県	533	451	131	11	1,126	3.6	911	96.3%
35 山口県	405	415	63	11	894	5.9	590	97.8%
36 徳島県	292	261	15	10	578	7.1	326	97.0%
37 香川県	70	158	42	0	270	2.4	300	94.0%
38 愛媛県	233	378	71	0	682	4.4	541	97.5%
39 高知県	183	311	37	9	540	6.9	381	96.5%
40 福岡県	606	623	200	12	1,441	2.6	1,341	97.8%
41 佐賀県	42	62	134	0	238	2.3	331	98.5%
42 長崎県	1,148	610	194	3	1,955	12.1	638	95.1%
43 熊本県	2,549	872	486	18	3,925	19.1	659	97.5%
44 大分県	2,478	832	184	2	3,496	27.1	495	97.1%
45 宮崎県	7,846	1,349	199	58	9,452	71.5	441	95.0%
46 鹿児島県	8,453	4,036	1,683	68	14,240	72.0	878	97.8%
47 沖縄県	232	266	52	10	560	2.8	498	95.8%
合計	118,805	55,248	11,039	768	185,860	13.4	36,449	95.5%
平成24年度	117,384	63,634	16,274	817	198,109	14.3	36,542	95.2%



## (3-13) 都道府県別いじめの現在の状況(国公立)

都道府県	解消しているもの		一定の解消が図られたが、継続支援中		解消に向けて取組み中		その他	
	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合
1 北海道	3,447	93.9%	159	4.3%	50	1.4%	13	0.4%
2 青森県	920	95.0%	40	4.1%	7	0.7%	1	0.1%
3 岩手県	706	83.2%	115	13.5%	10	1.2%	18	2.1%
4 宮城県	16,763	95.1%	623	3.5%	230	1.3%	8	0.0%
5 秋田県	987	88.5%	94	8.4%	29	2.6%	5	0.4%
6 山形県	1,957	72.2%	565	20.8%	184	6.8%	6	0.2%
7 福島県	208	80.6%	42	16.3%	5	1.9%	3	1.2%
8 茨城県	4,227	89.8%	392	8.3%	78	1.7%	9	0.2%
9 栃木県	1,736	85.6%	232	11.4%	56	2.8%	4	0.2%
10 群馬県	1,129	86.4%	161	12.3%	17	1.3%	0	0.0%
11 埼玉県	2,695	92.7%	160	5.5%	49	1.7%	3	0.1%
12 千葉県	16,963	83.0%	2,391	11.7%	1,053	5.2%	39	0.2%
13 東京都	8,808	87.4%	923	9.2%	283	2.8%	59	0.6%
14 神奈川県	4,958	67.9%	2,124	29.1%	169	2.3%	46	0.6%
15 新潟県	1,057	75.8%	271	19.4%	60	4.3%	6	0.4%
16 富山県	594	86.6%	57	8.3%	30	4.4%	5	0.7%
17 石川県	767	75.6%	210	20.7%	25	2.5%	12	1.2%
18 福井県	818	95.7%	29	3.4%	7	0.8%	1	0.1%
19 山梨県	1,876	83.2%	312	13.8%	64	2.8%	2	0.1%
20 長野県	1,219	83.8%	192	13.2%	39	2.7%	5	0.3%
21 岐阜県	2,440	79.4%	549	17.9%	77	2.5%	6	0.2%
22 静岡県	3,369	74.4%	949	21.0%	173	3.8%	38	0.8%
23 愛知県	9,090	81.0%	1,727	15.4%	377	3.4%	26	0.2%
24 三重県	1,154	92.0%	78	6.2%	18	1.4%	5	0.4%
25 滋賀県	1,265	95.0%	48	3.6%	13	1.0%	5	0.4%
26 京都府	26,333	93.7%	1,601	5.7%	141	0.5%	43	0.2%
27 大阪府	4,194	83.5%	635	12.6%	155	3.1%	37	0.7%
28 兵庫県	2,414	85.3%	368	13.0%	26	0.9%	21	0.7%
29 奈良県	1,113	85.7%	123	9.5%	46	3.5%	16	1.2%
30 和歌山県	2,513	94.9%	115	4.3%	18	0.7%	3	0.1%
31 鳥取県	133	84.7%	20	12.7%	1	0.6%	3	1.9%
32 島根県	243	70.6%	79	23.0%	18	5.2%	4	1.2%
33 岡山県	881	86.1%	108	10.6%	25	2.4%	9	0.9%
34 広島県	909	80.7%	172	15.3%	21	1.9%	24	2.1%
35 山口県	829	92.7%	39	4.4%	14	1.6%	12	1.3%
36 徳島県	494	85.5%	73	12.6%	7	1.2%	4	0.7%
37 香川県	248	91.9%	15	5.6%	2	0.7%	5	1.9%
38 愛媛県	656	96.2%	20	2.9%	4	0.6%	2	0.3%
39 高知県	437	80.9%	88	16.3%	9	1.7%	6	1.1%
40 福岡県	1,296	89.9%	109	7.6%	29	2.0%	7	0.5%
41 佐賀県	205	86.1%	10	4.2%	5	2.1%	18	7.6%
42 長崎県	1,675	85.7%	223	11.4%	49	2.5%	8	0.4%
43 熊本県	3,805	96.9%	53	1.4%	57	1.5%	10	0.3%
44 大分県	2,951	84.4%	404	11.6%	135	3.9%	6	0.2%
45 宮崎県	9,105	96.3%	259	2.7%	76	0.8%	12	0.1%
46 鹿児島県	13,747	96.5%	412	2.9%	66	0.5%	15	0.1%
47 沖縄県	457	81.6%	87	15.5%	16	2.9%	0	0.0%
合計	163,791	88.1%	17,456	9.4%	4,023	2.2%	590	0.3%
平成24年度	177,127	89.4%	15,559	7.9%	4,640	2.3%	783	0.4%

京都府教育委員会のいじめ防止等事業の方向性（案）一覽

	平成26年度事業・施策	平成27年度予算の方向性
<p>京都府いじめ防止基本方針 2 いじめの防止等のために 京都府が実施する施策</p>	<p>○ 学校の教育活動全体を通じて豊かな心の育成</p>	<p>↑ 拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法やルールに関する」教育について研究を進め、実践事例を蓄積・発信することで府内に波及させる</li> </ul>
<p>(1) いじめの防止</p>	<p>○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 京の子ども明日へのとびら「作成配布規律ある行いを実践する教育推進事業」 ・実生活でのルールや決まりについて、自ら考え理解すること、規範意識を実際の行動に移せる能力を育成（各校(園)で活用できる体系化したカリキュラム作成)</li> <li>● いじめ対応のための附属機関等の設置 （「京都府いじめ防止対策推進委員会」の運営）</li> <li>● いじめ早期対応緊急指導教員配置 ・いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員を配置し、学校体制の強化を図る ※非常勤講師の配置</li> <li>● いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣 ・生徒指導経験者・専門家等によるチームが、外部視点での学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</li> <li>● いじめ危機管理チーム派遣 ・深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</li> </ul>
<p>○ いじめの防止等のための教職員の資質能方向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒指導講座実施（総合教育センター講座）</li> <li>● 小中学校生徒指導主任会議開催</li> </ul>	
<p>○ いじめに関する調査研究等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめ対策等生徒指導推進事業</li> </ul>	
<p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめ・非行防止キャンペーン（PTAとの連携） ・地域の教育力を活かした声かけ・見守り運動の展開、保護者向け非行防止教室の実施</li> <li>● 教職員用ハンドブック等作成・配付</li> </ul>	<p>↑ 拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員、児童生徒、保護者への更なる啓発</li> </ul>



京都府いじめ防止基本方針	平成26年度事業・施策	平成27年度予算の方向性
<p>(2) いじめの早期発見</p> <p>○ 教育相談体制の活用 の推進</p>	<p>● スクールカウンセラー配置</p> <p>・臨床心理士によるカウンセリング ・児童生徒、教職員・保護者への助言・援助 (小：16校、中・高：全校に配置)</p> <p>● 心の居場所サポーター配置</p> <p>・相談室等で相談・学習支援を行うため、心理を学ぶ大学院生や教員を志望する大学生等を心の居場所サポーターとして配置 (小：16校、中：22校に配置)</p> <p>● トータルアドバイザーセンター教育相談 ● 家庭教育相談 ● 24時間電話相談 ● スーパーバイザー相談事業 (教職員対象)</p> <p>● 全公立学校 (京都市立を除く) いじめ調査実施 (年2回)</p> <p>● &lt;再掲&gt; いじめ・非行防止キャンペン (PTAとの連携) ● 府PTA指導者中央研修 (ブロック別研修会)</p>	<p>↑ 小学校への配置拡充</p> <p>★ まなび生活アドバイザー (SSW) の拡充</p> <p>・児童の生活習慣等を指導 ・福祉等関係機関との連携促進</p>
<p>(3) いじめへの対応</p> <p>○ 多様な外部人材の協力等による問題解決に向けた支援</p>	<p>&lt;再掲&gt;</p> <p>● いじめ対応のための附属機関等の設置 ● いじめ緊急指導教員配置 ● いじめ未然防止・早期解消チーム派遣 ● いじめ危機管理チーム派遣 ● スクールカウンセラー配置 ● スーパーバイザー相談事業 (教職員対象)</p> <p>● 学校非公式サイト監視等ネットいじめ対策</p> <p>・学校非公式サイトなどネット上の監視 (京都市立を除く公立のみ)</p> <p>● ネットいじめ通報サイト</p> <p>● 地域別生徒主任会議</p>	<p>&lt;再掲&gt;</p> <p>★ まなび生活アドバイザー (SSW) の拡充</p> <p>↑ 拡充</p> <p>・教職員向けの相談機能を強化し、教職員の意識、対応能力の向上を図る</p>
<p>○ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応</p> <p>○ 学校相互間の連携協力体制の整備</p>	<p>● 学校非公式サイト監視等ネットいじめ対策</p> <p>・学校非公式サイトなどネット上の監視 (京都市立を除く公立のみ)</p> <p>● ネットいじめ通報サイト</p> <p>● 地域別生徒主任会議</p>	<p>↑ 拡充</p> <p>・教職員向けの相談機能を強化し、教職員の意識、対応能力の向上を図る</p>

※ その他の事業も継続推進